

OITA SHINREN REPORT 2025

JA大分信連レポート



大分の豊かな未来を
地域と共に。

大分の農業と地域社会のため、JA大分信連は貢献します。



経営管理委員会会長
壁 村 雄 吉



代表理事理事長
後 藤 文 生

ごあいさつ

皆さんには、平素より大分県信用農業協同組合連合会（JA大分信連）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年に設立以来、大分県農業の振興と農家経済の安定向上、地域社会の発展に貢献することを基本に、会員と密接に連携をしながら、金融面から支援する地域金融機関として、着実な業務展開に努めてまいりました。

ここに、当会の経営方針、組織・業務の内容、令和6年度の業況などについてご紹介するため、ディスクロージャー誌「JA大分信連レポート」を作成いたしました。

本誌によって、皆さまの当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

当会におきましては、JAバンクの一員として基本的使命と社会的責任を果たすため、リスク管理の徹底とコンプライアンス（法令等遵守）の実践に取り組むとともに、収益基盤の拡充強化と経営の合理化・効率化に努めてまいる所存でございます。

今後とも、地域の皆さんに親しまれ、信頼されるJA大分信連をめざし、役職員ともども努力してまいる所存でございますので、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

目次

JAバンク大分とは	1
当会の考え方	3
主な事業の概要	11
地域貢献情報	14
業務のご案内	19
信連の概要	23
ご案内	26
資料編Ⅰ	27
資料編Ⅱ	48
役員等の報酬体系	65
索引	66

本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスカウント資料です。金額は、原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

発行 令和7年7月
編集 大分県信用農業協同組合連合会
(管理部企画管理課)
〒870-0846 大分市花園三丁目2番17号
TEL 097-547-8510

■ JAバンク大分とは

JAグループとJAバンク

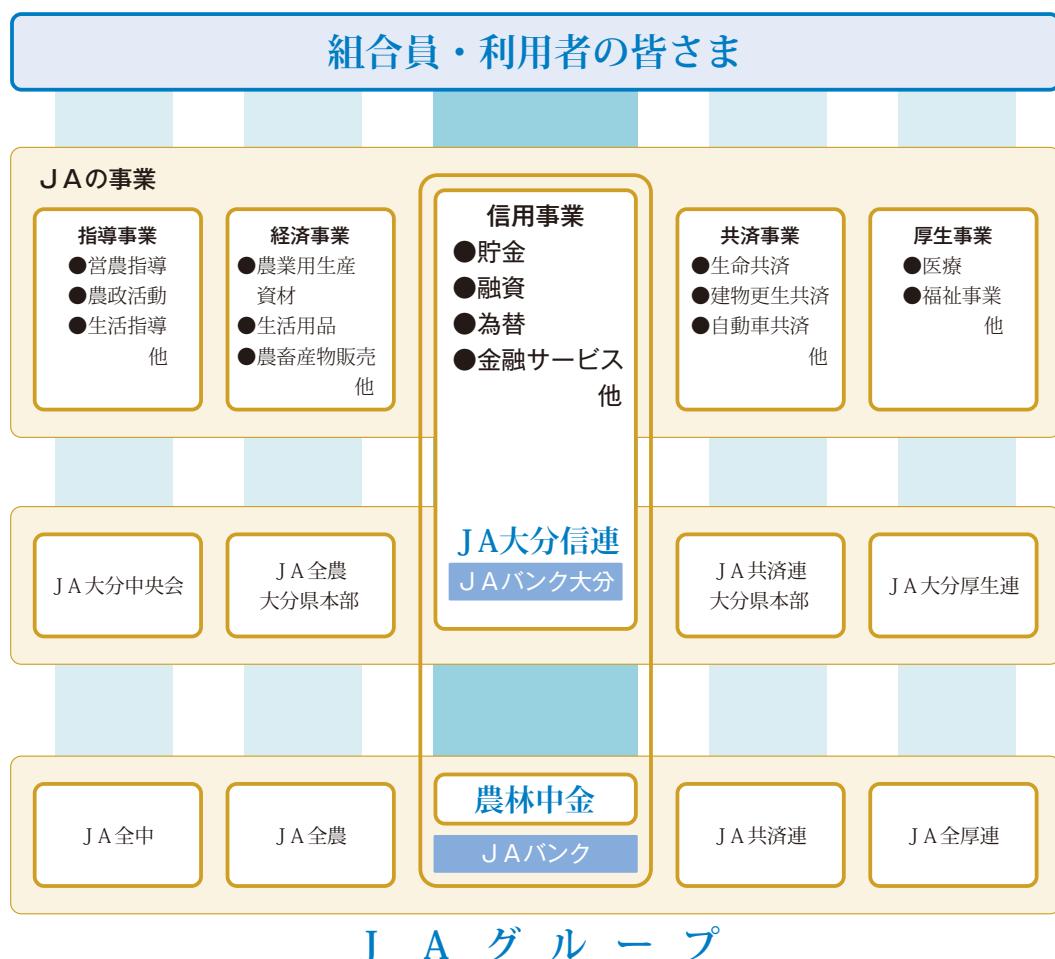
「JA」は農業協同組合の愛称です。

JAグループは、地域段階のJA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織で、組合員並びに地域の利用者の皆さんに、便利で安心なグループとしてご利用いただけるよう、信用、共済、経済、指導、厚生事業など様々な事業を行っております。

そのうち貯金・為替・融資などの業務を行う信用事業は、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、全国のJA・信連・農林中金(JAバンク会員)で「JAバンク」を構成し、実質的にひとつの金融機関として民間最大級の店舗網を展開しています。

JAバンク大分とは、大分県のJAと信連とが信用事業を一体的に展開する仕組みです。

JAグループ組織図

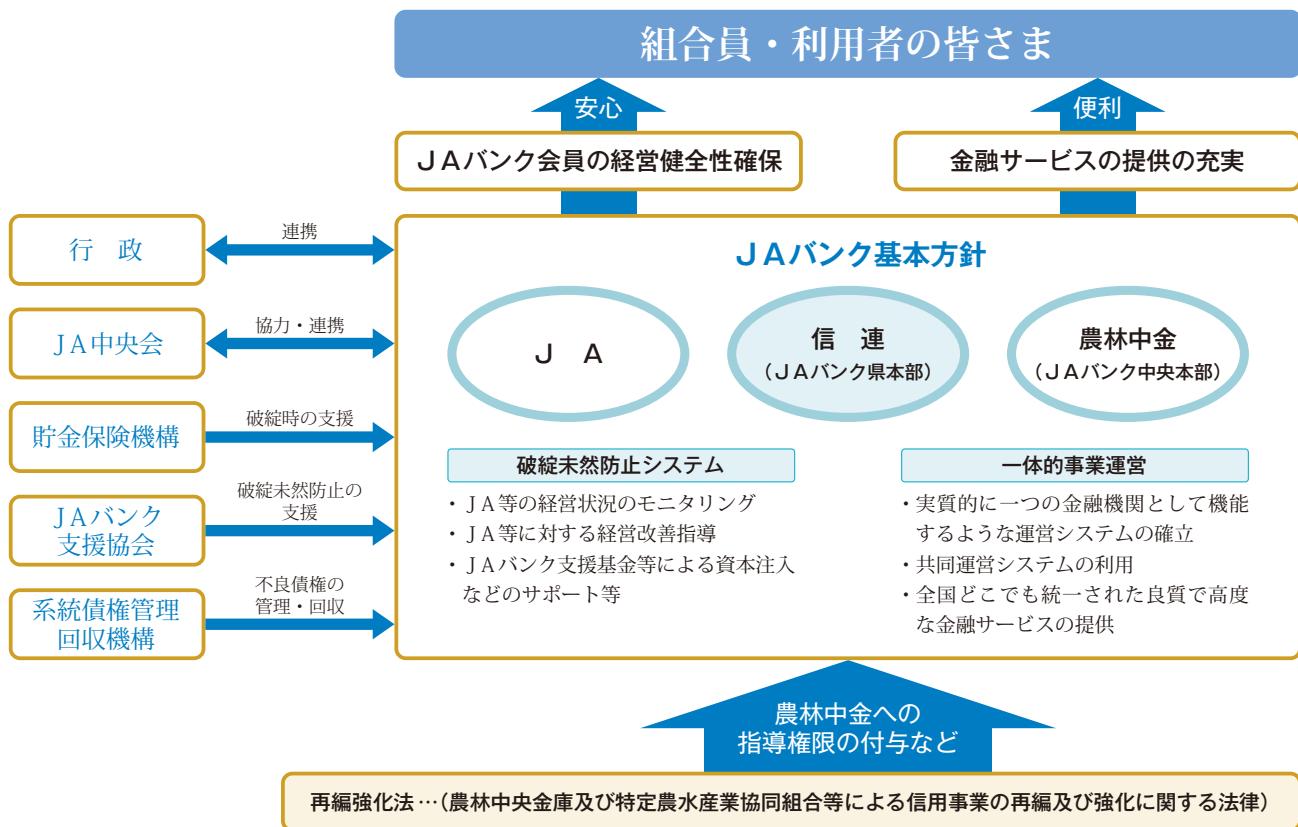


安心・便利のJAバンク

JAバンクシステム

組合員・利用者の皆さまから一層信頼され、安心してご利用いただくなための、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に基づき、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)の総意として「JAバンク基本方針」を制定しています。

このJAバンク基本方針に基づき、全国のJA・信連・農林中金が一体的に事業運営に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。JAバンクシステムは、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かいお客様との接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っており、安心と便利をお約束する仕組みです。



JAバンク・セーフティネット

J Aバンクは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「J Aバンク・セーフティネット」を構築し、会員・利用者の皆さんに、より一層の「安心」をお届けしています。



当会の考え方

経営理念

当会は、県下JAと一体となり、農業経済安定・向上を図る他、組合員の皆さま、地域の利用者の皆さまのため、高度化、複雑化する金融ニーズに対応し、安心・便利にご利用いただけるJAバンクを目指し事業に取り組んでいきます。

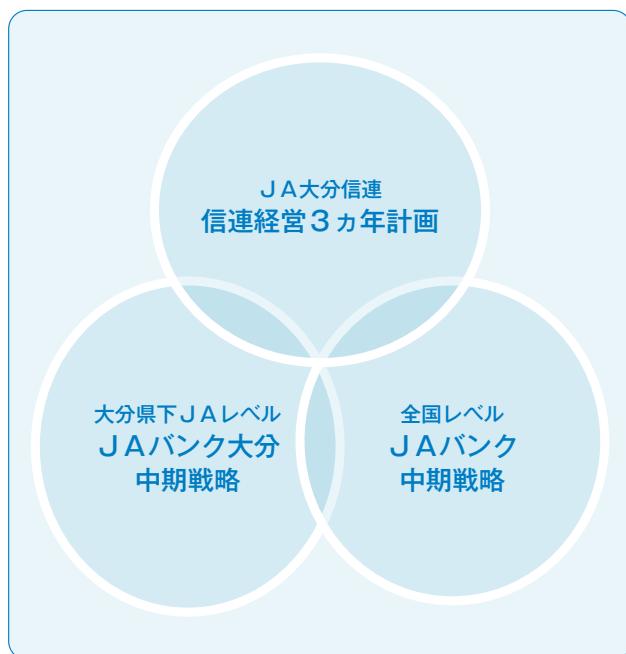
経営方針

- 農業専門の地域金融機関としてJAとのネットワークを活かし、農業の振興と地域の活性化に積極的に取り組みます。
- 経済・金融情勢の変化に対しリスク管理を徹底し、収益基盤の拡充強化と経営の合理化・効率化に努めます。
- 基本的使命と社会的責任を果たすため、法令等遵守を徹底します。

事業計画

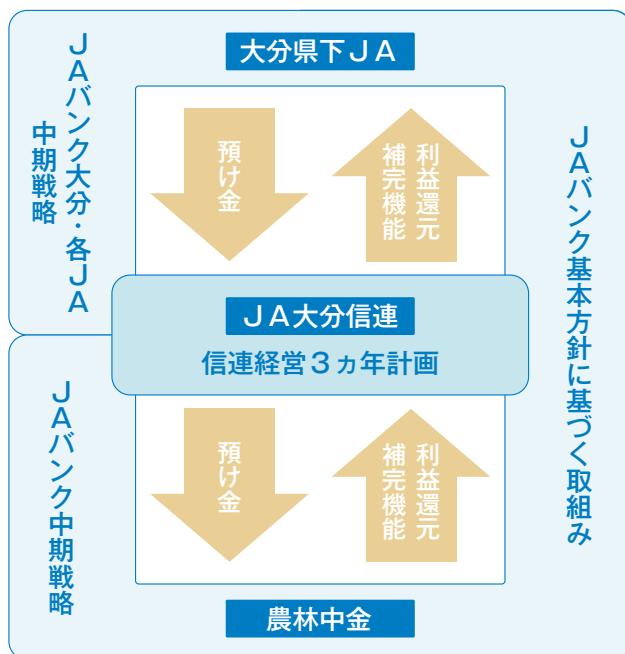
中期3カ年計画

J A バンク基本方針に基づくJAバンク中期戦略を実践するために、JAバンク大分中期戦略を策定し、さらには信連経営3カ年計画を策定し実践しています。



JAバンク大分中期戦略

全国の総合戦略である、JAバンク中期戦略とJAバンク大分中期戦略を基本に各JAでの戦略を定め具体的な実践事項に取り組んでいます。



年度計画

年間の事業計画についても、各々策定しておりますが、当会においても「令和7年度事業計画書」を策定し、経営理念・方針の実践に努めています。

コンプライアンス体制

コンプライアンス基本方針

農業者及び地域の企業・住民の皆さまのための協同組織金融機関として、その基本的使命と社会的責任を自覚し地域の発展に資するために、以下の「コンプライアンスにかかる基本方針」を定め遵守するとともに、役職員一人ひとりが自己責任原則に基づいて日常の業務運営に取り組むためのコンプライアンス・プログラムを策定し実践します。

1. 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

2. 質の高いサービスの提供

お客様本位のサービス提供により、お客様のニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

3. 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を行います。

4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断をします。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努めます。

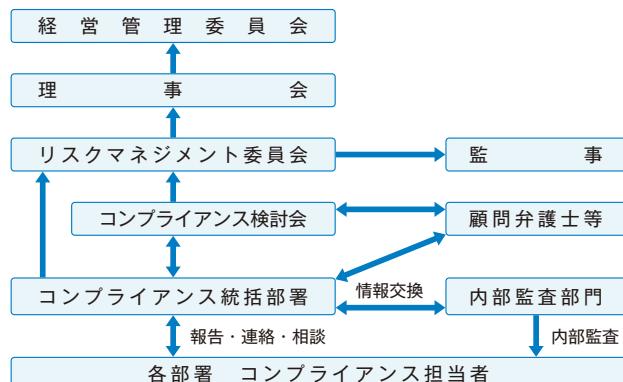
5. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

6. 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め持続可能な社会の実現に貢献します。

【コンプライアンス体制図】



金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたって以下の「金融商品の勧誘方針」を定め遵守するとともに、お客様に対して適正な勧誘を行います。

- お客様の商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧説と情報の提供を行います。
- お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。

- 電話や訪問による勧説は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- お客様に対し、適切な勧説が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 販売・勧説に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の「利用者保護等管理方針」を定め遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っています。

- 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)及び情報提供を適切にかつ十分に行います。
- 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正か

- つ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏えい及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【金融ADR制度への対応】

苦情処理措置の概要

当会では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会の業務に関するご相談及び苦情等を受け付ける措置を講じております。

- 苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて会内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 受け付けた苦情等については、定期的に当会の経営陣に報告するとともに、会内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

当会の相談・苦情等受付窓口 … 貯金・為替関連：事務集中課 097-547-8690

融資関連：融資課 097-547-8646 農業融資課 097-547-8654

有価証券関連：資金証券課 097-547-8692

上記のほか下記の連絡先でも受け付けます。

J A 大分信連 リスク管理室 097-547-8529

J A 大分信連 ホームページ <https://www.jabank-oita.or.jp/sinren/>

受付時間：午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)

- 「J A バンク相談所」でも、当会の業務に関するご相談・苦情をお受けしております。

なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問い合わせにつきましては、「J A バンク相談所」ではお答えできないこともありますので、その際は当会の窓口にお問い合わせください。

J A バンク相談所 電話番号：03-6837-1359 受付時間：午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)

※電話での問合わせが難しい場合の問合わせ方法は、J A バンクホームページ内の当相談所のページ

<https://www.jabank.org/support/soudan/> をご確認ください。

※お客様の個人情報は、苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 以下のお弁護士会等が設置・運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当会の相談・苦情等受付窓口または上記J A バンク相談所へお申し出ください。なお、以下の弁護士会には直接申立いただくことも可能です。

名 称	福岡県弁護士会紛争解決センター		
	福岡県弁護士会館	北九州法律相談センター	久留米法律相談センター
住 所	〒810-0044 福岡市中央区六本松4-2-5	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2 裁判所構内 北九州弁護士会館	〒830-0021 久留米市篠山町11-5 筑後弁護士会館内
電話番号	092-791-1840	093-561-0360	0942-30-0144
受付時間	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始<12/29～1/4>を除く)	月～金曜日 9:00～12:00、 13:00～17:00 (祝日・年末年始<12/29～1/4>を除く)	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始<12/29～1/4>を除く)

※上記内容は2024年4月現在のものです。最新の情報は、各弁護士会にご確認ください(弁護士会のホームページ等)。

利益相反管理方針の概要

当会は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、「利益相反管理方針」(以下、「本方針」といいます。)を定め遵守します。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客様と当会の間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるお

それがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法(ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。)

(4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善します。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報及び個人番号等(以下「個人情報等」といいます。)を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の「個人情報保護方針」を定め遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項及び当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の本所及び出張所に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得します。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者及び委託先(再委託先等も含みます。)を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者(外国にある第三者を含みます。)に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当会は、ご本人の機微(センシティブ)情報(金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。)につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はしません。

7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。)の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをおいいます。)の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等及び利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 繙続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

マネー・ローンダーリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、業務を行うにつきまして、マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダーリング等」といいます。)の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

1. 管理態勢等

当会は、マネー・ローンダーリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を發揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダーリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2. マネー・ローンダーリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダーリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラ

インを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. 反社会的勢力等との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4. 職員の安全確保

当会は、マネー・ローンダーリング等防止及び反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5. 外部専門機関との連携

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、農業協同組合を基本構成員とする協同組織の県域金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでいます。

1. 当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。

2. 当会は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客様の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。

3. 当会は、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4. 当会は、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めます。

5. 当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生 A D R 手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の

金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めます。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 金融円滑化管理に関する体制

当会は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備しています。

具体的には、

(1)理事長以下、役員及び関係部長を構成員とする「リスクマネジメント委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2)常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3)「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会(一般社団法人全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しました。

今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めます。

【当会の「経営者保証に関するガイドライン」にかかる取組み】

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている会員・利用者等から資金調達の申し入れを受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、お客様の意向も踏まえた上で、検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 会員・利用者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、会員・利用者等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 会員・利用者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性や保証金額等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

■本ガイドラインの詳細については、以下URLをご参照ください。

- ▶ 全国銀行協会
<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>
- ▶ 日本商工会議所
<https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>

リスク管理体制

リスク管理方針

会員・利用者の皆さまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

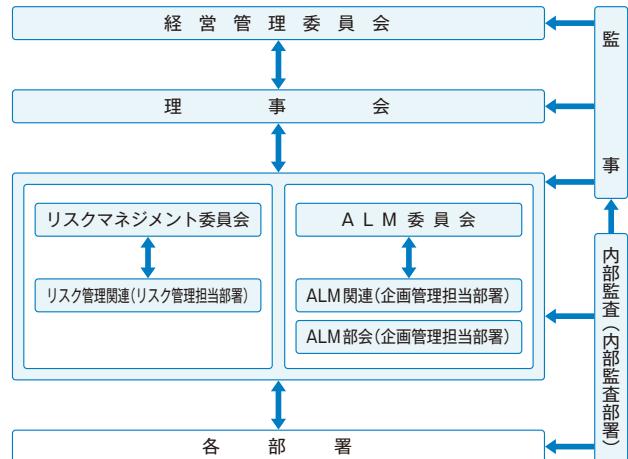
また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めます。

リスク管理体制

農業協同組合法第11条の2で規定されている経営の健全性確保を遵守するために、法令で定められた要件に基づく規制資本に関するマネジメント(規制資本管理)を実施するとともに、市場リスク、信用リスク等の各種リスクを統合的に把握し、リスク量を経営体力に見合う範囲内に収めるマネジメント(経済資本管理)を実施しています。

これらの実施状況を総合的に管理するためにリスクマネジメント委員会を定期的に開催し、リスク情報の共有化と適切なリスク対応を検討・協議しています。また、資金動向や収益管理については、ALM委員会で協議・決定し経営の安定化に努めています。

併せて、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当会ではマネロン対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。



市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債の価値が変動することで損失を被るリスクをいいます。

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失することで損失を被るリスクをいいます。

流動性リスク

○資金繰りリスク

財務内容の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

○市場流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

オペレーショナル・リスク

業務の遂行に伴って受動的に発生するリスクをい
ります。

○リスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスク

業務戦略、組織体制やコンピュータシステム等の統制機能、経営方針や手続きの遵守及び管理ミスや詐欺に関して発生するリスクをいいます。

○リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスク

マクロ経済や政策問題、法律や規制要因、金融業界のインフラシステム等の業務運営環境から発生するリスク、及び外生的な事象から発生し、業務遂行に伴って発生するリスクをいいます。

内部管理体制

审查体制

与信管理の運営にあたって、貸出審査の強化のために貸出の二次審査部署を設け、与信審査や信用格付審査など厳正な審査を行っています。

内部監查体制

内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

資産の自己査定

適正な自己査定を実施すべく「自己査定要領」等を制定し、一次査定部署、二次査定部署において厳格に査定を実施しています。

また、「資産の評価及び償却・引当要領」に基づき、将来に備えて必要な引当を行っています。

業務の適正を確保するための体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するため、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、当会の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

【内部統制システム基本方針】

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当会の基本理念及びコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - (2)重大な法令違反、その他法令及び諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - (3)内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - (4)「マネー・ローンダーリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダーリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
 - (5)当会の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルpline)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - (6)監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
 - (7)業務上知り得た当会及び関係会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - (2)個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
 - (3)サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - (2)理事は当会のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、当会経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - (2)中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
 - (1)監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - (2)監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
 - (3)理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
6. 財務情報その他当会情報を適切かつ適時に開示するための体制
 - (1)会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
 - (2)適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - (3)法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
 - (4)財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

■ 主な事業の概要

令和6年度の事業の概要

わが国の経済は、住宅投資など一部に弱めの動きがみられるものの、企業収益の良好な水準維持、設備投資の増加、雇用・所得環境の改善、個人消費の増加基調により緩やかに回復してきた。先行きについては、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、米国の関税政策による影響などが、わが国の景気を下押しするリスクとなっている。

金融面については、各国の金融政策変更の波紋が広がるなか、米国の関税政策が与える影響や地政学リスクの高まりなどから、内外の経済や金融市场を巡る不確実性が増しており、わが国に対する経済・物価動向にも不透明感が高まっている。日銀は、賃金と物価が想定どおりに動いていることから、令和6年度に2度の政策金利引き上げを実施したが、依然、実質金利は低水準にあるとして、中立金利まで利上げを行うとしている。今後の金融政策においては、為替動向や世界経済の先行きリスクなどをにらみながら、2%の物価安定の実現を目指した政策運営を行っていくとしている。

農政については、令和6年6月に「食料・農業・農村基本法」が改正され、食料安全保障を基本理念の柱と位置付けたうえで、国全体としての食料の確保（食料の安定供給）に加えて、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義されるなど、食料安全保障についての考え方方が抜本的に強化されており、今後、これらに関連する具体的な施策が進められる。

県下の農業については、令和5年度の農業産出額が1,342億円となり、前年と比べ、主に米、野菜および鶏の価格上昇に伴い産出額が増加したことから、97億円（7.8%）増加したものの、農業経営体数の減少、農業就業人口の高齢化の進行、担い手の減少等、課題は少なくない。そこで県は、今後10年間の県農林水産行政の基本方針となる大分県農林水産業振興計画「おおいた農林水産業元気づくりビジョン2024」を令和6年9月に策定し、園芸・畜産の生産拡大を中心とした農業の成長産業化に取り組んでいくこととしている。

このような情勢のなか、当会は、経営3ヵ年計画ならびにJAバンク大分中期戦略の最終年度にあたり、「JAバンクならではの金融仲介機能の発揮」と「徹底的な業務効率化によるコスト構造の抜本的見直し・人材創出」を骨子とした具体的な取組みを実践し、JAの信用事業を補完するとともに、県域一体となった持続可能な収益構造の構築に取り組んだ。

また、JAバンクの一員として、基本的使命と社会的責任を果たすため、JAバンク基本方針に基づいた内部管理態勢のより一層の強化・健全性確保を図り、併せて、コンプライアンス基本方針の遵守とリスク管理の徹底及び収益基盤の拡充強化と経営の合理化・効率化に努めた。

J Aバンク大分中期戦略の取組状況

令和6年度は、JAバンク大分中期戦略の最終年度であり、「農業・くらし・地域」の各領域での取組みにおける方向性は不变であり、JAバンク経営戦略シートで可視化された各JAの目指す姿の実現に向け着実に取組みを推し進めていくためにJAバンク大分として、信用事業のデジタル化による事務の効率化を図りつつ、総合事業性を最大限生かしたJAの強みである「顔の見えるつながり」の実現に取り組みました。

1. 「農業」領域における取組み

- ① 経営課題を可視化し、ニーズの発掘と深堀りを徹底
- ② 営農経済事業等と連携したワンストップかつ高度なソリューションの提供
- ③ 生産部会等の接点を活かした営農経済事業等と連携した情報提供
- ④ 組合員の資産状況を可視化し、ニーズの発掘と深堀りを徹底

2. 「くらし」領域における取組み

- ① 組合員・利用者の豊かなくらしの実現に向けたライフプランサポートの実践
- ② 利用者に農業振興への関心・参画を促す金融サー

ビス・施策の提供

- ③ 地域住民のコミュニティ維持に資するインフラ提供・組合員・利用者のデジタル化進展、デジタルサービスを活用した新たな接点の構築

3. 「地域」領域における取組み

- ① それぞれの地域の課題・住民ニーズに即した地域活性化への取組み
- ② 農業振興を意識した地域活性化の取組み

4. 業務効率化にかかる取組み

- ① コスト構造の抜本的見直しと人材創出に向けた取組み

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	5,813	4,864	4,915	4,991	5,998
経常利益	1,311	1,010	444	596	716
当期剰余金	1,307	1,180	597	530	831
出資金 (出資口数)	15,509 (387,747)	15,509 (387,742)	15,504 (387,618)	15,504 (387,618)	15,504 (387,618)
純資産額	29,226	28,194	25,484	27,020	23,782
総資産額	544,940	550,281	523,008	497,499	466,335
貯金等残高	502,851	507,928	484,508	460,684	436,070
貸出金残高	61,857	66,084	66,883	80,893	80,066
有価証券残高	144,606	147,448	137,127	125,625	117,245
剰余金配当金額	468	466	459	448	—
・普通出資配当額	155	155	155	155	—
・事業分量配当額	313	311	304	293	—
職員数	67	81	77	77	79
単体自己資本比率	13.60	13.80	14.36	14.72	14.37

(注)「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

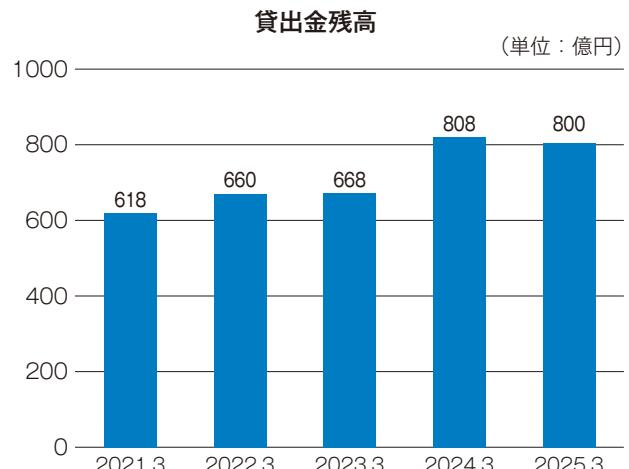
貯金

県下JA、連合会及び地方公共団体・個人・法人より資金調達に努めた結果、貯金残高は、当期首比246億円減少し4,360億円になりました。



貸出金

農業専門金融機関、地域金融機関として農業・系統関連企業・地場優良企業・地方公共団体等の貸出に努めた結果、貸出金残高は、当期首比8億円減少し800億円になりました。



有価証券

海外では欧米の中央銀行による利下げが続いた一方、日銀は2度の政策金利引き上げを行い、今後も追加利上げの可能性を示唆するなど、相場が振れやすい運用環境となるなか、各国の財政・金融政策や市場動向等を注視し、期間収益の確保及びポートフォリオの改善に努めた結果、有価証券残高は、当期首比83億円減少し1,172億円になりました。



損益の状況

当年度の経常収益は、前期比20.1%増加しました。
また、当期剰余金は831百万円で、当期末処分剰余金は1,153百万円となりました。



地域貢献情報

地域貢献に対する当会の考え方

当会は、大分県下を事業区域として、農業団体を中心とした地域の方々の相互扶助を共通の理念として運営する協同組合であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

今日、企業は業務だけではなく、よりよい地域社会作りに積極的に関わらなければなりません。当会は、組合員・利用者の皆さまの経済的・社会的発展を目指しJAと共に信用事業を通じて最善を尽くしています。

地域からの資金調達状況

当会の資金は、その大半が会員である県下JAからお預かりした、大切な財産である「貯金」を財源としています。地方公共団体・関連団体・企業・地域の皆さんからも幅広くご利用いただいているJAです。

貯金残高		
	(単位：百万円)	
	令和5年度	令和6年度
県下JA	435,988	416,001
地方公共団体	10,571	6,480
その他	14,125	13,589
合 計	460,684	436,070

J A 年金お受取りプレゼント、JA年金感謝デー

JAで新規お受取り、お受取りのご予約の方へもれなくプレゼントを差し上げるJA年金お受取りプレゼントを実施し、年金友の会の会員の拡大を進めています。

さらに、JAで年金をお受取りの皆さんに、6・10・2月の年3回合計約24,700本の賞品を差し上げる、お楽しみ抽選会を年金感謝デーとして実施しています。



ローンキャンペーンの実施

県下JAの統一企画として「JAローン県下統一キャンペーン」を実施しました。

キャンペーン期間中は引下げ金利を設け、利用者の皆さんからご好評をいただきました。

便利で安心なJAバンクのローン

- 住宅ローン**
住宅の新築・購入、他金融機関の住宅ローン借換など幅広く住宅資金に使える！
- リフォームローン**
住宅の増改築・改装・補修などのリフォーム資金に使える！
- マイカーローン**
新車・中古車の購入や車検費用など幅広く自動車資金に使える！
- 教育ローン**
学習料・授業料からアパート家賃など幅広く教育資金に使える！

地域への資金供給状況

県内JAやその関係団体への融資をはじめ、地域の農業者・事業主の皆さま・地方公共団体等にご利用いただいているいます。

当会は、県下JAとの連携の下、JA信用事業強化の支援を行うとともに地域社会の発展に努めています。

貸出金残高		(単位：百万円)
	令和5年度	令和6年度
県下JA	8,628	8,061
地方公共団体	21,855	21,643
その他	50,410	50,362
合計	80,893	80,066

お客様本位の業務運営に関する取組み方針

当会は、県下JAと一体となり、農業経済安定・向上を図る他、組合員の皆さま、地域の利用者の皆さまのため、高度化、複雑化する金融ニーズに対応し、安心・便利にご利用いただけるJAバンクを目指し事業に取り組んでいます。

当会では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客様本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客様への最適な商品提供

- (1) お客様に提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、定められた会議体で適切に協議を行い、お客様の多様なニーズにお応えできるものを選定します。また、いろいろな「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、お客様にとっての選びやすさも考慮し、一定の商品数に絞った「JAバンク セレクトファンド」をご用意しております。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文及び(注)、原則3(注)、原則6本文及び(注2、3)】

2. お客様本位のご提案と情報提供

- (1) 当会では、窓口販売を基本としており、お客様の金融知識・経験・財産、ニーズや目的を十分に確認のうえ、各商品の販売用資料等を基に面での商品の説明を行い、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。また、高齢のお客様に対する提案時には、役席者を同席させ、厳格な適合性判定を実施いたします。【原則2本文及び(注)、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1、2、4、5)】
- (2) お客様の投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について、「セレクトファンドマップ」等の提案資料を利用し、お客様と対話するうえで、分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1、2、4、5)】
- (3) お客様にご負担いただく手数料について、お客様の投資判断に資するように、重要情報シート等を用い丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1、2、4、5)】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客様への商品選定や情報提供にあたり、お客様の利益を不当に害するがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。
- なお、利益相反の恐れのある取引について、以下のとおり類型化しています。
- (a) お客様と当会の間の利益が相反する類型
 - ・優越的地位の濫用等
 - ・独占禁止法に抵触するおそれのある取引、または同法の趣旨に照らして、レビューテーション(風評)リスクを発生させるおそれのある取引を行う場合
 - (b) 当会の「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型
 - ・グループ会社との取引に際し、アームズ・レンジス・ルールに違反する場合
 - ・接待、贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合【原則3本文及び(注)】

4. お客様本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 外務員・内部管理責任者・営業責任者業務の研修システムを利用したe-ラーニング受講や、研修による指導、資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客様本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本文及び(注)、原則6(注5)、原則7本文及び(注)】
- ※上記の原則及び注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年1月改訂)との対応を示しています。

地域密着型金融への取組み(中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み含む)

「農業金融センター」の役割発揮

当会では、農業専門の地域金融機関として、JA・信連・農林中金が連携し、農家組合員・集落営農組織・農業法人への訪問を通じ、多様な資金ニーズに応えるべく金融対応力強化に取り組んでいます。

また、県下JAに農業金融サービスの提供窓口として資金相談・農業経営相談等の役割を担うため、農業融資の実務に即した資格を持つ「農業金融プランナー」や、農業融資の実務リーダーである「担い手金融リーダー」を配置し、担い手の相談等に対応できる体制を整備しています。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、お客様からのお借入れ条件の変更等のご相談やお申込みに柔軟に対応するよう、また、お客様からの経営相談に積極的かつきめ細かに対応し、お客様の経営改善への取組みをご支援できるよう努めました。

「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末に期限を迎えたが、引き続きこれまでと同様に真摯かつ丁寧に対応します。

金融円滑化実施状況 (単位：件)

	令和5年度	令和6年度
	件数	件数
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数	216	232
うち、実行に係る貸付債権の件数	211	227
うち、謝絶に係る貸付債権の件数	0	0
うち、審査中の貸付債権の件数	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の件数	5	5

※件数は、法施行(平成21年12月)から各期末までの累積実績です。

農業者の所得増大・農業生産の拡大等に向けた取組み

JA自己改革の基本目標として掲げる「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向け、中央会が設置した担い手サポートセンターとも連携し、担い手の経営支援に取り組んでいます。

また、独自支援策として、農業近代化資金等の借入時に必要となる保証機関に対する保証料の全額助成を実施しています。

農業関連資金への利子補給事業の取組み

農林中金と連携し、厳しい経営環境に直面する農業の担い手に対して借入負担の軽減を図ることで、農業経営をバックアップし、成長に向けた支援を行うことを目的に、農業関連資金に対して利子補給を行っています。

農業の経営支援に関する取組み

当会では、農業者の経営高度化の取組みとして、農業法人の経営者等を対象に、「JAバンク大分農業経営セミナー」を開催し、経営課題の解決に向けた情報提供を行っています。

また、農畜産物の付加価値向上応援に向けた取組みとして、関係機関と連携した商談会の開催や、農林中金とも連携したビジネスマッチングの提案を行っています。

新型コロナウイルス感染症に関する農業者への取組み

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者に対して、資金の円滑な融通等が図れるよう、令和2年3月より相談窓口を設置し、セーフティネット資金等を活用した資金繰り支援を行っています。

また、農業者の借入負担軽減を目的に、農林中金、県内連合会と連携し、JAが取り扱う新型コロナ対策資金に対して利子補給及び保証料助成を行いました。

文化的・社会的貢献活動に関する事項

当会は、大分県農業の振興と地域社会の発展に貢献することを基本に、地方公共団体・関係団体と連携して地域に密着した活動を展開しています。

当会は、地域の皆さんに親しまれる金融機関をめざし、金融サービス等を通じて、地域の振興と地域文化の発展に寄与したいと考えています。

年金相談会

高齢化社会を迎え、年金受給者は大幅に増加しています。当会は県下JAとともに地域福祉活動の一環としての年金無料相談会を開催し、新規に年金を受取られる組合員等地域の皆さんへの受給手続き相談、もらい忘れ年金の相談等を社会保険労務士と提携して積極的に取り組んでいます。令和6年度は58回開催しました。



JAバンク大分ローン相談会

地域の皆さまの住宅・リフォーム・マイカー等のローンニーズにお応えするため、ローン相談会を開催しています。

農業融資相談会

定期的に開催される農機フェアにおいて、JAと共同で農業融資相談コーナーを設け、農業者や農業を始める方に対して、農機具等の購入にかかる資金の融資に関する相談に応じています。



相続相談会

当会との契約先である「ななせ総合事務所」の税理士による相続相談会を開催しています。

相続の基本から昨今の相続問題への対策の説明、希望者に対しては、個別に相続相談会を行っています。

JAバンク大分 次世代農業経営者による「地産地消」フォーラム

当会は農業専門金融機関として、将来的に地域農業の中心を担う若手農業者で構成される『次世代農業経営者ネットワーク』と連携し、今後の農業経営の維持・発展ができる環境を構築することを目的に、『JAバンク大分 次世代農業経営者による「地産地消」フォーラム』を開催しました。





年金友の会スポーツ大会

県下JAとともに、年金受給者を対象としたゲートボール・グランドゴルフ大会の開催など各種行事を通じて、地域の皆さまの融和と健康促進などに貢献しています。

地域イベント参加

J A バンク大分では、地域のイベントに参加し、JAバンク大分の金融サービスのPRを行っています。



野菜の日感謝デー

J A バンク大分では8月31日を「野菜の日感謝デー」とし、各支店の窓口で取引などをした利用者へ感謝の気持ちとして野菜の詰め合わせや地域の特産物をプレゼントしています。

ボランティア活動

役職員によるボランティア活動として、農業会館周辺や大分川河川敷の清掃活動等を通じて地域社会に貢献しています。



JA大分信連野球部

J A 大分信連野球部は大分県軟式野球連盟大分支部Aクラスに属し活動しています。

各大会において、大分県代表として上位大会に出場し、好成績を挙げることを目標に、部員一丸となり日々練習に励んでいます。

■ 業務のご案内

当会は、貯金、貸出、為替などいわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が一体的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

貯金業務

当会の資金につきましては、当会の会員である県下JAからの貯金で占められていますが、地方公共団体・関連団体・企業・地域の皆さまからも幅広くお預かりいたしております。

普通貯金、総合口座、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

日本銀行歳入金の取り扱いをはじめ、大分県及び大分市等の収納代理金融機関として各種税金等の収納事務も行っています。また、電気・電話・NHKなど各種公共料金のお支払いにもご利用いただけます。

【主な貯金商品】

種類	期間	預入単位
当座貯金	定めなし	1円以上1円単位
普通貯金	定めなし	1円以上1円単位
総合口座	定めなし	1円以上1円単位
貯蓄貯金	定めなし	1円以上1円単位
通知貯金	定めなし(ただし、7日間の据置期間が必要)	5万円以上1円単位
スーパー定期貯金	1ヶ月以上10年以内	1円以上1円単位
大口定期貯金	1ヶ月以上10年以内	1,000万円以上1円単位
期日指定定期貯金	1ヶ月以上3年以内	1円以上300万円未満1円単位
変動金利定期貯金	1年、2年、3年	1円以上1円単位
据置定期貯金	最長5年	1円以上1,000万円未満1円単位
積立定期貯金	定めのあるものと定めのないものがあります。	1回あたり1円以上1円単位
一般財形貯金	3年以上	1回あたり1円以上1円単位
財形年金貯金	5年以上	1回あたり1円以上1円単位
財形住宅貯金	5年以上	1回あたり1円以上1円単位
定期積金	6ヶ月以上10年以内	1回あたり1,000円以上1円単位
譲渡性貯金	1週間以上5年以内	1,000万円以上1円単位

(注)上記商品の詳細は窓口へお問い合わせください

為替・決済業務

当会は、全国内国為替制度加盟金融機関として、振込・送金・代金取扱の内国為替業務を行っています。

また、県下JAの為替制度の運営や年金等口座振込及び各種口座振替業務にともなう資金決済業務を行っています。

貸出業務

会員の方への貸出をはじめ、地域のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体、農業関連企業、地元企業などへの貸出も行い、地域経済の質的向上や農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

当会は、貸出(手形貸付、証書貸付、当座貸越、手形割引)及び債務保証の取扱いを行っており、大分県信用保証協会の保証制度もご利用いただけます。

種類	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証
一般資金	農業関連産業をはじめ、県内に事務所のある一般企業の皆さま方にご利用いただけます。設備資金、運転資金等幅広くご利用いただけます。	ご相談に応じて決定しています。	25年以内	必要に応じてご提供していただきます。
賃貸住宅資金	会員JAの組合員が行う賃貸住宅の建設等に必要な資金にご利用いただけます。	ご相談に応じて決定しています。	30年以内	必要に応じて大分県農業信用基金協会の保証、賃貸住宅等の担保をご提供していただきます。
制度資金	農業近代化資金、農山漁村女性・若者活動支援資金等の各種制度資金をお取り扱いしています。			

受託貸付業務

担い手(認定農業者)に対する農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)や教育資金等の長期低利資金を、日本政策金融公庫の受託業務として取り扱っています。

また、住宅建設・購入資金として、長期固定金利のJA大分フラット35(住宅金融支援機構買取型)を取り扱っています。

金融機関等	資金名
日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金、農業基盤整備資金、青年等就農資金、教育資金等
住宅金融支援機構	J A大分フラット35(住宅金融支援機構買取型)

余裕金運用業務

当会がお預かりした貯金は、貸出金として運用するほか、有価証券(国債や株式等)の保有及び農林中金への預け金等により、安全かつ効率的な運用を行っています。

有価証券運用については、リスクとリターンを考慮し、国内債券による運用が中核となっています。

金融推進業務

県下のJA信用事業を支援・指導する機関として、新商品の開発、JA信用事業の企画・研修を行っています。



(C)よりぞう

研修相談業務

J Aからの法律・税金・年金等に関する相談対応のほか、JA職員を対象とした各種研修会を実施し、人材育成に努めています。



【他の商品・サービス】

商品・サービス	内 容
JAキャッシュサービス	当会のキャッシュカードで全国のJA・銀行・信金・信組・労金・セブン銀行・(株)イーネット(ファミリーマート等)・(株)ローソン銀行・ゆうちょ銀行等のATMで、現金のお引き出し、残高照会等がご利用いただけます。
J A カ ー ド	VISA及びMasterCardと提携し、国内はもちろん海外の加盟店でショッピング、旅行、レジャーなどにご利用いただけます。また、全国のJAや提携カード会社のATMでキャッシングサービスをご利用いただけます。ICキャッシュカードとJAカードが1枚になったJAカード《一体型》もございます。
自動受取サービス	給与・賞与・年金・農産物代金などがご指定の口座に自動的に振り込まれますので、安全・確実です。
自動支払サービス	電気・電話・NHK等公共料金のほか、高校授業料、各種クレジット代金などご指定の貯金口座から自動的にお支払いしますので、払い込みの煩わしさが解消されます。
定時自動送金	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。学費の仕送りや家賃、駐車料金などの振込に便利です。
法人JAネットバンク	残高照会、振込・振替はもちろん、一回の操作でまとめて給与振込や口座振替などがオフィスのパソコンでご利用できます。
JAデータ伝送サービス (Ansler DATAPORT方式)	職場のパソコンやホストシステムから総合振込、給与・賞与振込、口座振替などの伝送サービスをご利用いただけます。高速かつ短時間で大容量の取引が可能になります。
JAバンクアプリ	キャッシュカードがあればすぐに利用開始可能で、「口座残高」「入出金明細」がスマートフォンで確認できます。
JAバンクアプリ プラス	キャッシュカードがあればすぐに利用開始可能で、登録すれば振込・振替や住所・電話番号変更などをいつでも手続きいただけます。

商品・サービスご利用にあたっての留意事項

上記商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でおたずねいただくなど、ご確認のうえご利用ください。

手数料一覧表

【内国為替の手数料】

取引区分	項目	詳細項目	他機 金 融 宛	系統 機 金 融 宛	同一所内
振込手数料	電信扱い	窓口ご利用の場合			
		3万円未満1件につき	990円	660円	660円
		3万円以上1件につき			
		振込機(ATM)およびファームバンキングご利用の場合			
		3万円未満1件につき	440円	110円	110円
		3万円以上1件につき	660円	330円	110円
		インターネットバンキング(個人)および定期自動送金ご利用の場合			
		3万円未満1件につき	330円	110円	無料
		3万円以上1件につき	440円	330円	無料
		インターネットバンキング(法人)・JAデータ伝送サービス(ADP)ご利用の場合			
		3万円未満1件につき	440円	110円	無料
		3万円以上1件につき	660円	330円	無料
給与振込手数料	文書扱い	3万円未満1件につき	990円	660円	
		3万円以上1件につき			
代金取立手数料	個別取立	窓口受付	330円	無料	無料
		CD等データ法人IB	110円	無料	無料
その他諸手数料	振込、送金の組戻料 不渡手形返却料 取立手形組戻料 取立手形店頭呈示料 (ただし、1,100円を超える取立経費を要する場合はその実費を徴する。)	1通につき	990円	660円	
		振込、送金の組戻料	1件につき	1,100円	
		不渡手形返却料	1件につき	1,100円	
		取立手形組戻料	1件につき	1,100円	
		取立手形店頭呈示料	1件につき	1,100円	
		その他特殊扱手数料		実費	

【貯金・融資等の手数料】

取引区分	項目	詳細項目	金額
再発行手数料	貯金通帳		1,100円
	貯金証書		1,100円
キャッシュカード発行手数料	I C	お客様の都合による再発行(盗難、紛失等)	1,100円
	J A カード一体型	お客様の都合による再発行(盗難、紛失等)	660円
各種証明書発行手数料	残高証明書	所定様式(窓口発行)	1通につき
		所定様式(継続発行)	1通につき
		所定外様式(監査法人等)	1通につき
	その他証明書(所定外様式)		2,200円
			1,100円
			1,100円
小切手手数料	小切手約束手形	1冊につき	11,000円
	自己宛小切手	1枚につき	1,100円
両替手数料	紙幣・硬貨両替(合計枚数の手数料)	1 ~ 100	無料
		101 ~ 500	550円
		501 ~ 1,000	1,100円
		1,001 ~ 1,500	1,650円
		以後500枚ごとに加算	550円
		1 ~ 100	無料
		101 ~ 500	550円
		501 ~ 1,000	1,100円
		1,001 ~ 1,500	1,650円
		以後500枚ごとに加算	550円
大量硬貨入金手数料	硬貨入金	1 ~ 100	無料
		101 ~ 500	550円
		501 ~ 1,000	1,100円
		1,001 ~ 1,500	1,650円
		以後500枚ごとに加算	550円
口座振替手数料	窓口扱い		220円
	媒体等		110円
	法人IB・JAデータ伝送サービス(ADP)		55円
個人情報開示		1件につき	880円

【その他の手数料】

	ご利用サービス	月額利用料
法人向けインターネットバンキング	基本サービス(照会サービス、振込サービス)	1,100円
J A データ伝送サービス(ADP)	基本サービス+伝送サービス(データ伝送、ファイル伝送)	3,300円
	基本サービス(伝送サービス)	5,500円

未利用口座管理手数料(年間)	1,320円
----------------	--------

- (注) 1. 上記手数料は、当会の主な手数料となっております。詳細は窓口へお問い合わせください。
 2. 上記金額には、消費税等が含まれています。
 3. 郵送による場合は実費を徴収します。
 4. ファームバンキングのご利用に際しては、月額利用料が必要となります。

■ 信連の概要

会員数

(単位:会員)

区分	令和6年3月末	令和7年3月末
正会員	10	10
准会員	42	42
合計	52	52

役員

(令和7年7月1日現在)

経営管理委員会

■会長

壁村 雄吉

■副会長

麻生 俊之輔

■経営管理委員

佐藤 司 佐藤 隆博

長尾 雪広 矢羽田 正豪

岡部 和生

理事会

■代表理事理事長

後藤 文生

■常務理事

泥谷 年信 古本 修一

監事会

■代表監事

栗津 繁正

■監事(全域枠)

船石 信和

■員外監事

長野 修一

■常任監事

高石 信彦

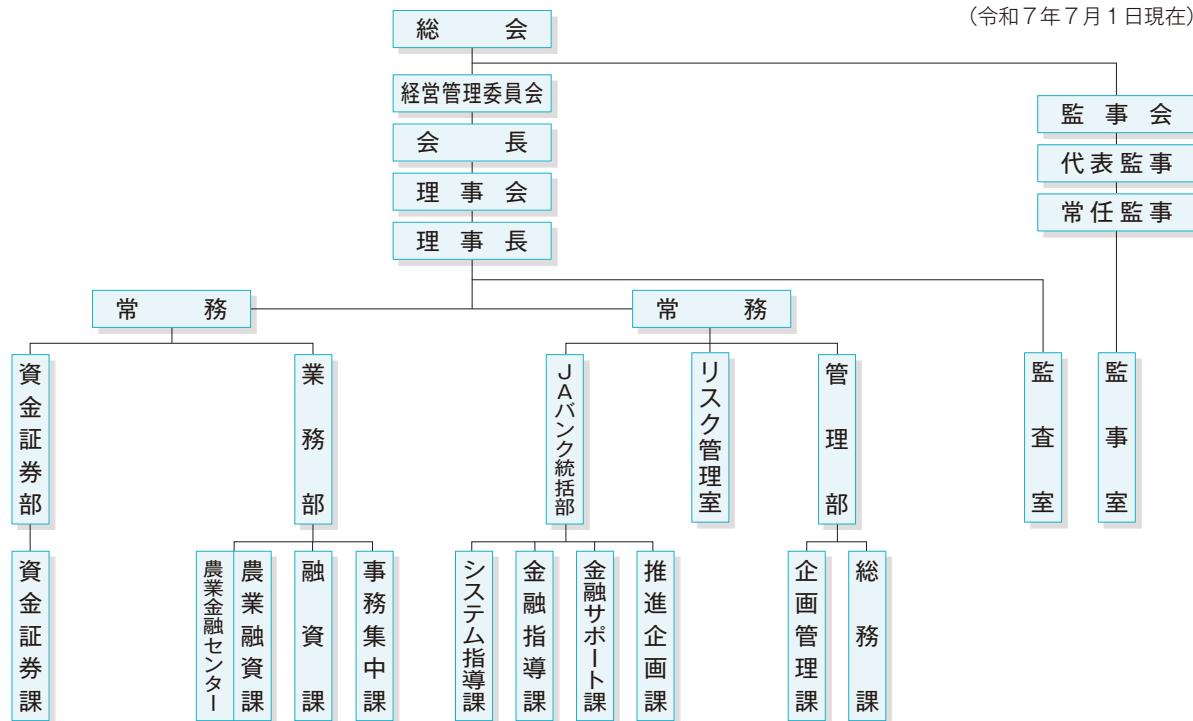
職員

(単位:人)

区分	令和6年3月末	令和7年3月末
職員	77	79

機構図

(令和7年7月1日現在)



特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

店舗等のご案内

店舗一覧

(令和7年3月31日現在)

店舗名	所在地	代表電話番号
本所	大分市花園三丁目2番17号	097-547-8510

自動化機器の設置状況

ATM(現金自動預入・支払機)の設置台数

(令和7年3月31日現在)

	店舗内	店舗外
J A設置	43	68
信連設置	1	1

協同会社

(令和7年3月31日現在)

名称	所在地	設立年月日	資本金	当会出資比率	業務内容
(株) 九州地区農協オンラインセンター	福岡市南区横手 2-13-35	昭和52年 10月1日	63億円	14.28%	九州7県JA・信連の信用事業に関する情報処理システムの開発・保守・運用

沿革・あゆみ

昭和23年	1948	大分県信用農業協同組合連合会設立
昭和29年	1954	農林漁業金融公庫代理業務開始
昭和36年	1961	県下農協貯金100億円を達成
昭和38年	1963	事務所を大分市舞鶴町の(新)農業会館へ移転
		住宅金融公庫受託業務開始
昭和43年	1968	県下農協貯金500億円達成
昭和46年	1971	電算機GE-120導入
昭和48年	1973	県下農協貯金1,000億円達成
昭和49年	1974	農協の内国為替取扱開始
昭和51年	1976	系統為替オンライン県センター開通
昭和52年	1977	九州地区農協オンラインセンター設立
		県下農協貯金2,000億円達成
昭和53年	1978	信連貯金1,000億円達成
昭和54年	1979	全銀内為制度加盟
昭和55年	1980	九州地区農協オンライン稼働
昭和56年	1981	県下農協貯金3,000億円達成
昭和59年	1984	農協の全銀内為制度への加盟承認
昭和60年	1985	県下農協貯金4,000億円達成
		県下農協信用事業完全オンライン化達成
		信連貯金2,000億円達成
昭和61年	1986	国債窓口販売業務開始
昭和62年	1987	大分地域CDネット取引開始
平成1年	1989	信連貯金3,000億円達成
平成2年	1990	県下農協貯金5,000億円達成
平成3年	1991	新しい農協の愛称「JA」を採用
平成5年	1993	JA信用事業次期オンラインシステム基本計画策定
平成6年	1994	県下農協貯金6,000億円達成
平成8年	1996	信用事業新オンラインシステム稼働
平成10年	1998	大分市収納代理金融機関事務取扱開始
		「JAバンク」(愛称)の導入
平成11年	1999	投資信託窓口販売業務開始
平成13年	2001	JAネットバンク(インターネットバンキング)開始
平成14年	2002	JAバンクシステムの大分県本部設置
		経営管理委員会制度の導入
平成15年	2003	信連貯金4,000億円達成
平成16年	2004	JASTEMシステム稼働
平成20年	2008	大分県農業協同組合発足
平成21年	2009	ローンセンターシステム稼働
平成22年	2010	48億円の資本増強
平成23年	2011	JASTEM新システム稼働
平成27年	2015	信用事業譲受けに伴い下郷出張所開設
平成29年	2017	信連貯金5,000億円達成
令和2年	2020	県下農協貯金7,000億円達成
令和6年	2024	事務所を大分市花園の(新)農業会館へ移転
令和7年	2025	下郷出張所閉鎖

ご案内

ホームページ

各種キャンペーンなどの情報は、JAバンク大分のホームページでご覧いただけます。



JA大分信連のホームページ
<https://www.jabank-oita.or.jp/sinren/>



JAバンク大分のホームページ
<https://www.jabank-oita.or.jp/>

JAバンク大分の相談窓口

JAバンク大分では、より一層の「安心」「信頼」をお届けするために「JAバンク相談所」を設けております。

お客様がお取引などでお困りの際は、ご遠慮なくご相談ください。

JAバンク相談所

T E L : 03-6837-1359

受付時間: 午前9時～午後5時
 (金融機関の休業日を除く)

JAバンク大分エリアマップ

